

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月13日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
【会社名】	株式会社サンセイランディック
【英訳名】	Sansei Landic Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松 崎 隆 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 (平成28年5月6日から本店所在地 東京都千代田区神田司町二丁目1番地が上記のように移転しております。)
【電話番号】	03-5252-7511(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 永 田 武 司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	03-5252-7511(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 永 田 武 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第 1 四半期 連結累計期間	第41期 第 1 四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日	自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年 3 月31日	自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日
売上高 (千円)	1, 133, 259	2, 381, 376	11, 567, 883
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△171, 149	166, 328	1, 196, 317
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失(△) (千円)	△106, 180	84, 438	724, 011
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△106, 180	84, 438	724, 011
純資産額 (千円)	5, 170, 594	6, 069, 052	6, 034, 445
総資産額 (千円)	10, 157, 953	11, 141, 274	11, 397, 504
1 株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額(△) (円)	△13. 34	10. 41	90. 08
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	10. 30	88. 74
自己資本比率 (%)	50. 9	54. 4	52. 9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第40期第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年 9 月13日)等を適用し、当第 1 四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、政府・日銀の各種政策もあり、緩やかな回復基調が続いておりましたが、アジア新興国をはじめとする海外経済の不確実性の高まりや、国内個人消費には停滞感がみられるなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、住宅建設は、持家、貸家及び分譲住宅の着工はおおむね横ばい、首都圏マンションの総販売戸数は、緩やかに減少しており、当面は横ばいで推移していくと見込まれます。

このような状況の中で、平成27年度を初年度とした中期経営計画に基づき、「不動産権利調整のスペシャリストとしてお客様に最適なソリューションを提供していく」をテーマに、仕入情報チャネルの拡大を図り、安定的な事業成長の継続のために注力してまいりました。

仕入におきましては、仕入区画数は増加いたしました。仕入高は前年比で減少し、販売用不動産は7,516百万円となりました。

販売におきましては、物件の販売が順調に推移したなかで、売上高及び販売件数が増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高2,381百万円（前年同期比110.1%増）となり、営業利益190百万円（前年同期は152百万円の営業損失）、経常利益166百万円（前年同期は171百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益84百万円（前年同期は106百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

① 不動産販売事業

不動産販売事業におきましては、底地88件、居抜き5件、所有権7件の販売をいたしました。

底地、居抜き、所有権におきましては、売上高、件数ともに前年比で増加いたしました。

その結果、売上高は2,244百万円（前年同期比142.6%増）となり、セグメント利益は442百万円（前年同期比519.4%増）となりました。

② 建築事業

建築事業におきましては、戸建・リフォーム工事等41件の販売をいたしました。その結果、売上高は137百万円（前年同期比35.8%減）となりセグメント損失は66百万円（前年同期は46百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ335百万円減少し、10,030百万円となりました。これは、主に現金及び預金の減少205百万円、販売用不動産の減少182百万円によるものであります。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ79百万円増加し、1,110百万円となりました。これは、主に投資その他の資産の増加97百万円によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ161百万円減少し、4,747百万円となりました。これは、主に買掛金の減少230百万円、短期借入金の増加256百万円、その他流動負債の減少249百万円によるものであります。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ128百万円減少し、324百万円となりました。これは、主にその他固定負債の減少110百万円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比べ34百万円増加し、6,069百万円となりました。これは、主に利益剰余金の増加27百万円によるものであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,113,500	8,113,500	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権であり、権利関係 に何ら限定のない当社の標準 となる株式であります。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	8,113,500	8,113,500	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成28年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。

決議年月日	平成28年2月12日
新株予約権の数(個)	2,981(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	298,100 (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	713
新株予約権の行使期間	平成31年4月1日～ 平成35年2月28日(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 713 資本組入額 357
新株予約権の行使の条件	(注) 7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 10

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるもの

とする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金713円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年4月1日から平成35年2月28日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、平成28年12月期から平成30年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益の累計額が下記の各号に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 4,200百万円を超過した場合：行使可能割合75%

(b) 4,600百万円を超過した場合：行使可能割合100%

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の割当日

平成28年2月29日

9. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契

約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、
上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記10. (3) に従って決定される当
該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. に定める
行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記7. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記9. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年1月1日～ 平成28年3月31日	5,000	8,113,500	1,250	711,075	1,250	672,075

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,106,500	81,065	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,900	—	1単元(100株)に満たない株式
発行済株式総数	8,108,500	—	—
総株主の議決権	—	81,065	—

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンセイラnde イック	東京都千代田区神田司町 二丁目1番地	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,253,865	2,048,787
売掛金	150,702	140,954
販売用不動産	7,699,161	7,516,678
未成工事支出金	1,975	19,648
貯蔵品	4,482	3,792
その他	263,373	307,439
貸倒引当金	△7,181	△6,795
流動資産合計	10,366,380	10,030,504
固定資産		
有形固定資産		
賃貸不動産	511,463	511,463
減価償却累計額	△72,709	△74,678
賃貸不動産（純額）	438,754	436,784
その他	133,251	123,154
有形固定資産合計	572,005	559,939
無形固定資産	76,291	70,832
投資その他の資産		
その他	423,948	521,119
貸倒引当金	△41,121	△41,121
投資その他の資産合計	382,826	479,997
固定資産合計	1,031,123	1,110,769
資産合計	11,397,504	11,141,274
負債の部		
流動負債		
買掛金	470,936	240,568
短期借入金	3,629,821	3,886,270
賞与引当金	—	61,250
その他	809,000	559,709
流動負債合計	4,909,758	4,747,798
固定負債		
社債	60,000	60,000
長期借入金	114,550	96,375
資産除去債務	7,128	7,150
その他	271,621	160,897
固定負債合計	453,300	324,422
負債合計	5,363,059	5,072,221
純資産の部		
株主資本		
資本金	709,825	711,075
資本剰余金	670,825	672,075
利益剰余金	4,653,848	4,681,528
自己株式	△53	△97
株主資本合計	6,034,445	6,064,581
新株予約権	—	4,471
純資産合計	6,034,445	6,069,052
負債純資産合計	11,397,504	11,141,274

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1,133,259	2,381,376
売上原価	748,078	1,600,968
売上総利益	385,181	780,408
販売費及び一般管理費	537,288	589,912
営業利益又は営業損失(△)	△152,107	190,495
営業外収益		
受取利息	600	152
業務受託料	699	899
損害保険金収入	502	1,615
その他	1,632	1,772
営業外収益合計	3,434	4,439
営業外費用		
支払利息	18,047	22,814
支払手数料	1,497	1,059
その他	2,932	4,732
営業外費用合計	22,476	28,606
経常利益又は経常損失(△)	△171,149	166,328
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△171,149	166,328
法人税等	△64,968	81,889
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△106,180	84,438
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△106,180	84,438

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△106,180	84,438
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
四半期包括利益	△106,180	84,438
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△106,180	84,438
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	
(会計方針の変更)	
「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、 当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。 なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額ははありません。	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	
税金費用の計算方法	税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
減価償却費	21,787千円	24,790千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月30日 定時株主総会	普通株式	23,744	3.00	平成26年12月31日	平成27年3月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	56,758	7.00	平成27年12月31日	平成28年3月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売 事業	建築事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	925,207	208,052	1,133,259	—	1,133,259
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	5,749	5,749	△5,749	—
計	925,207	213,801	1,139,009	△5,749	1,133,259
セグメント損益(△は損失)	71,370	△46,734	24,635	△176,743	△152,107

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額は、セグメント間の内部取引消去であります。

(2) セグメント損益の調整額△176,743千円は主に各報告セグメントに配賦していない全社費用であります。
全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損益(△は損失)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売 事業	建築事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,244,347	137,028	2,381,376	—	2,381,376
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	258	258	△258	—
計	2,244,347	137,286	2,381,634	△258	2,381,376
セグメント損益(△は損失)	442,085	△66,966	375,119	△184,624	190,495

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額は、セグメント間の内部取引消去であります。

(2) セグメント損益の調整額△184,624千円は主に各報告セグメントに配賦していない全社費用であります。
全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損益(△は損失)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額 (△)	△13円34銭	10円41銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (千円)	△106,180	84,438
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する 四半期純損失金額 (△) (千円)	△106,180	84,438
普通株式の期中平均株式数(株)	7,958,440	8,111,145
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	10円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	87,325
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成28年2月12日の取締役 会決議に基づき発行した新 株予約権 普通株式 298,100株 これらの状況について は、「第3提出会社の状況、 1株式等の状況、(2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 5 月13日

株式会社サンセイランディック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 修 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 裕 昭 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンセイランディックの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンセイランディック及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。